

新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により事業に大きな影響を受けた中小事業者の事業継続を支援するための各種支援金等の申請期限が迫っています

横芝光町中小企業支援金

申請期限 令和3年2月26日(金)

国の持続化給付金を受給した事業者の方向けに横芝光町中小企業支援金の申請を受け付けています。

詳しくは、商工会と役場に設置の横芝光町中小企業支援金申請要領または、町ホームページをご覧ください。

申請方法 郵送または持参

支給額 10万円

申問産業課経済班

☎84-1215

※横芝光町中小企業事業継続支援金の申請は終了しています。



▲町中小企業支援金ページ

持続化給付金

申請期限 令和3年1月15日(金)

新型コロナウイルス感染症の拡大により特に大きな影響を受け、売上が前年同月比50%以上減少している事業者の方は、事業の継続を下支えし、事業全般に広く使える国の「持続化給付金」を申請できます。

申請方法 電子申請(オンライン申請)

給付額 法人 200万円

個人 100万円

(いずれも上限)

申問持続化給付金相談窓口

☎0120-279-292



▲持続化給付金特設サイト

千葉県中小企業再建支援金の支援対象が拡大されています

新型コロナウイルスの影響で厳しい経営状況にある中小企業等を支援する「千葉県中小企業再建支援金」の申請期限が延長され、支援対象も拡大されました。

対象 次のいずれかに該当する、県内に主たる事業所を有する中小企業等

○令和2年1月から12月までのいずれかの月の売上高が、前年比50%以上減少

○令和2年6月から12月までの連続する3か月の売上高が前年同期比30%以上減少

※8月末までに申請した方は、再度の申請をすることはできません。

(支給は1業者1回限りとなります)

金額 複数の事業所を賃借している場合 40万円

1事業所を賃借している場合 30万円

賃借している事業所がない場合 20万円

受付期間 令和3年1月31日(日)まで

申請方法 電子申請または郵送

申請書配布場所 千葉県庁、県税事務所、市町村役場、商工会、商工会議所

※専用ホームページからもダウンロードできます。

申請書類 ・売上げが減少したことがわかる書類(売上台帳など)

・前年の確定申告書類

・賃借をしている場合は賃貸借契約書など

・休業要請対象業種の場合、休業などを確認できる書類等

※詳細については、申請要領をご確認してください。

※申請書の記載漏れ、添付漏れ等にご注意ください。

問千葉県中小企業再建支援金相談センター ☎0570-04-4894



千葉県PR
マスコットキャラクター
チーバくん



▲千葉県中小企業再建支援金特設サイト